

## 評議員及び役員の報酬並びに費用に関する規程

制 定：平成 29 年 10 月 13 日

最終改正：平成 30 年 6 月 1 日

### (目的及び意義)

第 1 条 この規程は、公益財団法人ほほえみの森財団（以下「本財団」という。）定款第 16 条及び第 30 条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第 14 条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第 3 条 本財団は、評議員及び役員に対して、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員及び役員は、前項の規定にかかわらず、報酬等を辞退することができ、その場合には支給しないこととする。
- 3 本財団は、役員に対して、賞与及び退職手当は支給しない。

### (報酬の額)

第 4 条 評議員及び役員の報酬は、別紙に定める額とする。

### (報酬の支給日)

第 5 条 評議員の報酬は、評議員会の開催等、必要の都度、支払うものとする。

- 2 役員の報酬は、理事会の開催等、必要の都度、支払うものとする。

### (通勤費)

第 6 条 評議員及び役員には、その通勤の実態に応じて、通勤費を支給する。

(費用)

第7条 本財団は、評議員及び役員がその職務の遂行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第8条 報酬等は通貨をもって評議員及び役員本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第9条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

第1条 この規程は、一般財団法人の設立登記を行った日より施行する。

第2条 前条にかかわらず、本規程第9条は、公益認定を受けることを停止条件として、効力が発生するものとする。

附 則 (平成30年4月23日変更)

この規程は、平成30年3月19日より施行する。

## 別紙

### 1. 評議員の報酬

評議員会等出席の都度、謝金として一人一律 11,137 円

### 2. 役員の報酬

①代表理事	理事会等出席の都度、謝金として 55,685 円
②業務執行理事	理事会等出席の都度、謝金として 33,411 円
③非業務執行理事	理事会等出席の都度、謝金として 33,411 円
④監事	理事会等出席の都度、謝金として 11,137 円